

**<企画課国立施設管理室>**

## 1 障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、「身体障害者のリハビリテーションに関する施策を推進するため、身体障害者のリハビリテーションに関する我が国の先駆的・指導的役割を果たすナショナルセンターとして医療から職能訓練までの一貫したリハビリテーションを実施する」とともに「重複障害を有する最重度の知的障害児の保護及び指導」などを行い、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営している。[資料編1](#)

国立更生援護施設への入所は全国の障害者を対象としており、現入所者（児）について見れば、その出身地は47都道府県408市町村に及んでいるところである。[資料編2](#)

今後も引き続き、管内市町村及び医療機関等に対し、国立更生援護施設の利用について、周知及び助言方願いする。

障害者自立支援法の施行後においては、現在行っている事業を含め下記の（1）の事業を実施（具体的に適用する障害福祉サービスは検討中）するとともに、（2）による入所事務、費用負担の取扱いとなるので、各都道府県・指定都市・中核市におかれてはご協力いただくとともに、管内市町村に対して周知徹底方よろしく願う。

### （1）国立更生援護施設の事業について

#### ○国立身体障害者リハビリテーションセンター

我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ①総合的リハビリテーションの実施
- ②リハビリテーション技術の研究と開発
- ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修
- ④リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

さらに平成18年度から、職業的自立を目的とした実践的な訓練の導入及び身体障害と知的障害若しくは精神障害を併せ有する「重度重複障害者」に対する訓練の充実を図ることとしている。

また、「高次脳機能障害者」への支援については、更生訓練所における社会適応訓練や職能訓練及び病院における機能回復訓練等の充実を図るとともに、「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の

相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言、指導及び関係機関の職員の研修等を実施することとしている。資料編3

なお、平成18年度のリハビリテーション関係専門職員の研修については資料編4のとおり実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用されるとともに関係機関への周知方よろしく願います。

## ○国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（国立函館視力障害センター、国立塩原視力障害センター、国立神戸視力障害センター、国立福岡視力障害センター）は、人生中途において視覚障害となった者等の更生施設として、これらの者の自立と社会参加を促進するため、

①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成訓練

②社会生活に適応するために必要な日常生活動作を修得させるための生活訓練等

を実施しているところである。

さらに平成18年度からは、現職復帰を希望する者に対して個別の訓練プログラムを作成し、実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等を実施し円滑な現職復帰を図るための事業を実施することとしている。

## ○国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（国立伊東重度障害者センター、国立別府重度障害者センター）は、重度の身体障害者を対象とした更生援護施設のモデル施設として、主に肢体不自由で最重度といわれる「頸髄損傷者」に対して、機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションを実施するほか、これら重度障害者の居宅生活を支援するための住宅改造に関する支援等を行う施設として機能している。

平成18年度においては、全国の頸髄損傷者に対するリハビリテーションや介護等の質的向上に資するため「頸髄損傷者のリハビリテーション研究会」を開催することとしている。詳細が決まり次第別途お知らせするので、施設等関係機関に周知方よろしく願います。

## ○国立秩父学園（知的障害児施設）

国立知的障害児施設（国立秩父学園）は、知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等の発達障害を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施するとともに、自閉症等の発達障害を有する在宅の児童に対する外来診療及び通園療育指導を行っている。

また、知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を行っており、平成18年度においては、資料編5のとおり都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当及び保健師、保育士等の現任者に対する研修等を実施することとしているので、職員の派遣及び市町村等関係機関、施設等に対する周知徹底方よろしく願います。

## （2）障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設の入所事務等について

### ○平成18年4月から9月末までの取扱いについて

国立更生援護施設への入所手続きについては、従来どおり身体障害者福祉法第17条の3第1項の規定に基づき、入所を希望する身体障害者からの申請により、市町村が当該身体障害者に対して入所の要否に係る「国立施設入所に関する意見書」を交付し入所することとなる。また、入所後に要する費用についても、従来どおり国が支弁することとなる。

利用者負担の決定事務については、国立更生援護施設において身体障害者福祉法第17条の3第5項に基づき他の民間施設と同様の基準により行うこととなることから、施設訓練等支援費相当額の1割を利用者から徴収することとなり、併せて低所得者に対する個別減免措置や社会福祉法人減免と同様の減免を講じることとしている。

また、食費・光熱水費についても実費相当額を徴収し、低所得者には補足給付と同様の減免措置を講じることとしているので了知されたい。

### ○平成18年10月以降の取扱いについて

平成18年10月以降に国立更生援護施設へ入所する場合の手続きは、他の民間施設等と同様に障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき「市町村からの支

給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなる。

従って、利用者負担の決定事務についても、障害者自立支援法に基づいて市町村において行っていただくとともに、自立支援給付についても、他の民間施設等と同様、市町村から給付の支払いを受けることとなるので了知されるとともに管内市町村等関係機関に対して周知徹底方よろしく願います。

このように、国立更生援護施設は平成18年10月より障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設に位置づけられることから、平成18年10月までに指定障害者支援施設として障害者自立支援法第38条の規定に基づいて施設所在地の道県知事（北海道、栃木県、埼玉県、静岡県、兵庫県、福岡県、大分県）からの「指定」を受ける必要があるため、指定手続きについては、特段のご配慮をお願いします。

なお、各自治体で策定する障害福祉計画のサービス見込み量等についても、国立施設の利用者が適切に反映されるようよろしく願います。

### **(3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）**

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、昭和55年8月に「国際障害者年」の記念事業として、閣議決定により国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っている。

平成18年度においては、下記事業のほか障害者自立支援法施行に伴い、サービスの質を確保するため、事業者ごとに、個別支援計画の作成、サービス内容の評価等を行う「サービス管理責任者」の配置が義務づけられることとなることから、これらを養成するための指導者を養成する「サービス管理責任者研修(仮称)（国委託研修）」を実施（平成18年9月予定）するとともに相談支援専門員研修の講師等を対象とした「障害者ケアマネジメント従事者指導者研修(仮称)（国委託研修）」を実施（平成18年6月予定）することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては了知のうえ、これらの事業を有効に活用されるよう管内市町村、関係施設・団体等への周知方よろしく願います。

○相談事業

身体障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談の実施。

○研修事業 資料編6

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修の実施。

- ・身体障害者福祉センター職員（初任者・現任者）等の研修
- ・障害者福祉レクリエーション支援者研修 等

○情報提供事業

身体障害者にかかる情報提供の充実を図るため、身体障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行。

**【連絡先】** 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621  
E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp  
URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>